

4 調査対象とならなかった事例

平成 27 年度に受け付けた苦情で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

- ・市の仕事やそれに関わる職員の行為でないもの（熊本市オンブズマン条例第6条）
市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為に該当せず、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 社会福祉法人への県の指導監査等 ある社会福祉法人の現況報告書に問題があり県に提起したが、何の指導監査等もしなかった。そのことに納得できない。
(2) 民間会社の職員対応 銀行振込みで代金を支払い領収書の送付を依頼したが、領収書を送る必要がないと述べ切電。そのことに納得できない。

- ・1年以上経過しているもの（熊本市オンブズマン条例第15条第3号）
苦情の申立てに係る事実があった日又は終わった日から1年以上経過しているため、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(3) 市立病院のカルテ記載 カルテに治療の記載や投薬の記録がなく納得できない。
(4) 戸籍に関する相談 区役所で家族の戸籍に関し相談したが、納得いく説明がなかった。そのことに納得できない。
(5) 水道料金に関する相談 水道料金に関し相談したが、適切な対応をしてもらえなかった。そのことに納得できない。

- ・調査が相当でないもの（熊本市オンブズマン条例第15条第5号）
苦情申立ての趣旨に係る事実、目的等を総合的に勘案し、他の機関での救済措置が相当である認められるため、オンブズマンが「調査が相当でない」と判断し、調査対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(6) 介護認定